

平成30年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成30年3月26日（月曜日）

議事日程第5号

平成30年3月26日（月曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第14号から同第27号まで
- 日程第4 議案第28号から同第30号まで及び同第40号
- 日程第5 議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号まで
- 日程第6 議案第39号
- 日程第7 議案第2号から同第13号まで
- 日程第8 議案第45号
- 日程第9 諮問第1号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第14号から同第27号まで
- 日程第4 議案第28号から同第30号まで及び同第40号
- 日程第5 議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号まで
- 日程第6 議案第39号
- 日程第7 議案第2号から同第13号まで
- 日程第8 議案第45号
- 日程第9 諮問第1号
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

- | | | | |
|------|---------------|------|-----------|
| 1 番 | 平 澤 惣 一 郎 君 | 2 番 | 東 野 恭 行 君 |
| 3 番 | 山 本 剛 君 | 4 番 | 吉 川 慶 一 君 |
| 5 番 | 五 十 嵐 健 一 郎 君 | 6 番 | 滝 川 正 義 君 |
| 7 番 | 佐 藤 孝 君 | 8 番 | 新 保 峰 孝 君 |
| 9 番 | 田 原 実 君 | 10 番 | 保 坂 悟 君 |
| 11 番 | 笠 原 幸 江 君 | 12 番 | 斉 木 勇 君 |
| 13 番 | 中 村 実 君 | 14 番 | 大 滝 豊 君 |
| 15 番 | 田 中 立 一 君 | 16 番 | 古 川 昇 君 |
| 17 番 | 渡 辺 重 雄 君 | 18 番 | 松 尾 徹 郎 君 |
| 19 番 | 高 澤 公 君 | 20 番 | 吉 岡 静 夫 君 |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

- | | | | |
|---|-------------|--|-------------|
| 市 長 | 米 田 徹 君 | 副 市 長 | 織 田 義 夫 君 |
| 副 市 長 | 木 村 英 雄 君 | 総 務 部 長 | 金 子 裕 彦 君 |
| 市 民 部 長
兼 務 者 | 岩 崎 良 之 君 | 産 業 部 長 | 斉 藤 隆 一 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 務
総 務 課 長 | 山 本 将 世 君 | 企 画 財 政 課 長 | 藤 田 年 明 君 |
| 定 住 促 進 課 長 | 斉 藤 喜 代 志 君 | 能 生 事 務 所 長 | 土 田 昭 一 君 |
| 青 海 事 務 所 長 | 井 川 賢 一 君 | 市 民 課 長 | 池 田 正 吾 君 |
| 環 境 生 活 課 長 | 五 十 嵐 久 英 君 | 福 祉 事 務 所 長 | 水 嶋 丈 明 君 |
| 健 康 増 進 課 長 | 横 澤 幸 子 君 | 交 流 観 光 課 長 | 渡 辺 成 剛 君 |
| 商 工 農 林 水 産 課 長 | 池 田 隆 君 | 建 設 課 長 | 見 辺 太 君 |
| 復 興 推 進 課 長 | 斉 藤 孝 君 | 会 計 課 長 | 丸 山 幸 三 君 |
| ガ ス 水 道 局 長 | 木 村 清 君 | 消 防 長 | 大 滝 正 史 君 |
| 教 育 長 | 田 原 秀 夫 君 | 教 育 次 長
兼 務 課 長 | 佐 々 木 繁 雄 君 |
| 教 育 委 員 会 こ ど も 教 育 課 長 | 山 本 修 君 | 教 育 委 員 会 こ ど も 課 長 兼 務
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
中 央 公 民 館 長 兼 務
市 民 図 書 館 長 兼 務 | 渡 辺 孝 志 君 |
| 教 育 委 員 会 文 化 振 興 課 長
歴 史 民 俗 資 料 館 長 兼 務
長 者 ケ 原 考 古 館 長 兼 務 | 磯 野 茂 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長 | 大 嶋 利 幸 君 |

〈事務局出席職員〉

- | | | | |
|-----|-----------|-----|---------|
| 局 長 | 小 竹 和 雄 君 | 次 長 | 松 木 靖 君 |
|-----|-----------|-----|---------|

係 長 山 川 直 樹 君

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6番、滝川正義議員、15番、田中立一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

実は、糸魚川市のホームページ内の市議会のコーナーで、3月14日の第2号議案の審査の行った予算委員会の録画配信について、ちょっと異常がありましたので、緊急に対応を求めたいと思います。

内容は、2款総務費で集約の起立採決を行っておりますが、なぜか起立採決の部分が録画にはございません。既に、もう放映されているわけですから、このことにおいて本日の本会議中にこの対応をきちんと示していただきたいと思います。そうでないと、誤った情報が今現在も流れておりますので、糸魚川市議会のあり方が問われてしまいます。この問題は、議会基本条例の理念と情報公開のあり方が問われる大きな問題であるので、早急に議会としての姿勢を明らかにすべきと思います。

よって、動議として議会運営委員会を開催し、その動画配信の対応を明確にさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

今の答弁に入りますが、映像の欠落について今ほど保坂議員から指摘がございまして、確認をし

まして、今後、欠落の部分を精査し、対処いたしたいと思います。それについては、申しわけございませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今現在、もう情報として流れてるわけですよ。だから、しかも今回の予算委員会の内容でございます。きょう、この日に言っていただかないと、どういうふうにするかということを書いていただかないと、今誤った情報が流れたまんまになるので、だから緊急に対応を求めているんです。そこを理解してください。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午前10時04分 休憩〉

〈午前10時05分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

2款2項から欠落が発見されましたので、それについてはすぐ直したいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

議会運営委員会でなぜ諮っていただきたいかというのは、そういった内容をチェックしないで放映しているということが問題なんですよ。そこを議会運営委員会できちんとルールづくりしていただかないと、また同じことが起こることを心配して、あえてこの場で言わせてもらっております。そこを検討してください。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午前10時05分 休憩〉

〈午前10時36分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開かれて、その経過と結果について委員長の報告を求めます。
松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

今ほど保坂議員から指摘がございましたインターネット配信につきまして、議会運営委員会を開きました。現在、事務局のほうで確認作業をしておりますが、準備が整い次第、本会議の途中になるかもしれませんが、確認をし、詳細についてご報告をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認め、よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程にまいります。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

去る3月1日及び3月22日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、委員長報告について申し上げます。

総務文教、建設産業、及び市民厚生各常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これを本日の日程事項とすることといたしました。

次に、議員派遣について申し上げます。

これまで当委員会を中心に協議してきましたタブレット端末を導入することにより、会議システムを含め、タブレット端末の使用方法について研修を行う予定であります。この研修については、全議員を議員派遣といたしたいものであり、議長発議として本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致を見ております。

これまでも申し上げましたが、タブレット端末を導入する目的については、議案書を初め予算書、各種参考資料、各種計画書等の膨大な資料を電子データ化することにより、ペーパーレス化が進み、印刷費用や印刷にかかる人件費、事務の軽減が図られる点、また、膨大な会議資料の整理・保存が可能となり、議員間や議員、事務局間で情報の共有化が図られるなどの点から導入するものであります。当面は、議案書など現状の紙による資料とタブレット端末の併用となりますが、平成30年6月定例会から試験運用を開始し、6月以降に開催する各委員会においても同様に行う予定であります。

なお、本格運用につきましては、平成30年度中を実施目標としておりますが、6月定例会及び9月定例会の試験運用を判断した上で議会運営委員会で決定するものとしています。

次に、継続協議となっております傍聴規則の一部改正について申し上げます。

現在の傍聴規則では、傍聴席において携帯電話の使用を禁止しておりますが、改正点として、携帯電話ほかスマートフォンやタブレットなどの電子機器類が広く普及していることから、これらについても禁止することとしています。

ただし、報道関係者が報道を目的として迷惑を及ぼすことなく一定の条件のもとで使用する場合は、使用できるものとしています。

また、条文中、平仮名で表記されている文言について、常用漢字表に掲載された漢字を使用することで意見の一致を見ております。

なお、政治倫理規則の改正につきましては、引き続き、継続協議といたしました。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

おはようございます。

去る平成30年3月9日に所管事項調査を行っておりますので、調査についてご報告いたします。

協議題は、権現荘元支配人の不起訴について、人口減少対策について、入札制度について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第3次改訂案について、平成30年度行政改革実施計画案についての5項目であります。

まず、権現荘元支配人の不起訴についてであります。

担当課より説明の後、質疑が行われております。調査の主な内容では、委員より、告発の経過として、元支配人がスーパーで個別購入した伝票を入手し、それをもとに横領と背任の疑いで告発をした。私たちの調べでは、32回の購入で二十数万円であったが、当時の警察の調べでは、32回で27万2,816円であった。告発後の警察の捜査では、47回の購入となり39万1,040円であったそうです。元支配人が話していたレベルより、ずっと上にあるがどうかとの質疑に、今の数字は告発書の調べによる警察への金額とと思っている。議会等で示した金額とは違っている。また、伝票類とこれまで調査した書類を全て警察に提出し、捜査が行われたものと考えていると答弁されております。

さらに委員より、能生事務所が平成29年3月2日に提出の24項目の聞き取り結果に、糖質ゼロの購入の項目がある。飲み放題で使う清酒をサンエーで購入したことがないと言っている。ほとんど接客サービスとして使ったとある。同じ項目の下で、市外の方が中心であったが、飲み放題でもかなり使ったと言っている。これはつじつまが合わないとの質疑に、接客サービスに使ったお酒は、糖質ゼロだけだったというわけではないので、誤解のないように理解していただきたいと答弁がされております。

さらに委員より、少しだけ私的に飲んだことを述べたと本人から市の職員に話があったとあるが、捜査されている支配人と行政が連携をとっていたことが疑問との質疑に、元支配人から去年の3月、警察の捜査を受けて以降、元支配人と話をしている。支配人から市に対し、警察の捜査の中でほんの少し接客サービスの中で使って、残っていたものを自分で飲んだこともあったと話をしたということで報告したところであると答弁がされております。

さらに委員より、元支配人の述べた言葉が、なぜ行政側から出てくるのか意味がわからないとの質疑に、告発後、書類など全部出して捜査に協力をした。警察の捜査状況はわからない。警察から報告がされないのでは元支配人に接触をした。その結果、元支配人からお酒を少し飲んだと発言があ

ったと答弁されています。

委員長より、これはいつの話かとの質疑に、昨年3月29日であると答えております。

さらに委員より、起訴猶予について検察に確かめましたので申し上げます。起訴猶予の中身は、嫌疑なしではない。お客さんに糖質ゼロのお酒を全て使ったわけではなく、本人、元支配人ですが、消費をしたことを認めたということである。その後、迷惑料の自主返納があったため不起訴となった。本人が罪を認めているということだが、これを聞いてどうかとの質疑に、不起訴の理由は公表されないの、聞かれてもコメントできないと答弁されております。

さらに委員より、さらなる市の調査は考えていないとあるが、元支配人の背任の部分だけと受けとめてよいかとの質疑に、さらなる調査となれば調査権を持った警察となるため昨年3月に相談したが、既に捜査中であった。市として警察を上回るような調査はできないと思っているので、市としてさらなる調査は考えていないということであると答弁されております。

その後、同じ内容の質疑と答弁が繰り返されたので、委員長より整理するように注意しましたが、その後も委員の質疑と行政の答弁がかみ合わず、平行線となったため休憩をとり、正副委員長と行政側とで調整を行っております。

調整の結果として、市としては、さまざまな角度から警察の捜査がされたものと考えており、元支配人による管理運営について、さらなる市の調査は考えていないということに加筆修正をしております。

なお、委員長より、これまでの調査や資料については、そのまま調査に使えるということをつけ加えております。

さらに委員より、顧問弁護士に無理だと言われたことになるが、損害賠償を求めようとした項目があったのかとの質疑に、損害賠償を求めるなどどうのこうのではなく、不起訴になった場合、起訴して何かできないかということで顧問弁護士に相談をした。顧問弁護士から、仮に損害賠償等を求めることは、立証することが困難でほとんど無理であろうと指導いただいたと答弁されております。

さらに委員より、具体的な内容を弁護士に相談したと理解していいかとの質疑に、元支配人が私的に飲んだと述べたことと、元支配人の代理弁護士からは私的に飲んだことを否定してきたことがあり、元支配人から昨年3月29日、こういうことを聞いたので、それを踏まえて顧問弁護士に相談したと答弁がされております。

総務文教常任委員会としては、提出され、かつ加筆修正された権現荘元支配人の不起訴についてを行政の公式見解として了承し、調査を終えております。

以上で、権現荘元支配人の不起訴についての報告を終わります。

続きまして、協議題、人口減少対策についてであります。

担当課の説明後、質疑を行っております。各委員より、多くの先進事例の紹介やユニークな取り組みの提案と、それを導入すべきとの質疑が出されております。当初、箇条書きで主なものをまとめて紹介するつもりでありましたが、余りの量で紹介することを諦めました。大きな項目のみの報告とさせていただきます。

定住促進策3案、婚活事業3案、とんがった移住策9案、関係人口の取り組み4案でありました。

なお、項目の分類は、委員長の判断で行いました。こうしたさまざまな質疑に対して担当課では、

委員のそれぞれの提案や意見について前向きに捉えており、各委員の考えに沿う形でできる限り対応していく旨の答弁がなされております。

そのほかの質疑の内容として、委員より、飯山市では、全国から人やアイデアを募集し、知恵を拝借している。このやり方を駅北復興に適用してはどうか。また、糸魚川に関係ある人に来てもらう、関係人口について、これからどうするのかとの質疑に、実は、関係人口について一番わかりやすく言うと「定住する、しない」、この間にいる方と捉えている。例えば東京圏で、既に今年度から糸魚川ファン、コミュニティの形で登録したメンバーが少しいる。その方たちと情報交換やメンバー同士の情報交換で糸魚川のことを話してもらい、環境をつくっている。今後は関係人口に目を向けて、糸魚川ファンをつくり、その先にある移住への流れを考えていくと答弁がされております。

委員より、4月から企画定住課になる。定住促進課の取り組みを見ていると課長を初め多くの職員が大変忙しく見える。もう少しすっきりした形にして、発想の転換ができ、常に新しい企画がそこで生まれ、さらにレベルアップできるような市にしていきたいがどうかとの質疑に、定住促進課ができてから今まで事業をやってきた。ここでは企画と一緒にすることで1つの転換期と考えている。今、頂戴したご意見についてインプットして対応していきたいと答弁がされております。

総務文教常任委員会としては、委員のいろいろなアイデアや意見を受け、成果がないものは勇気を持って撤退し、とんがった部分や少し驚くようなものについては積極的に挑戦し、今後、定住や移住の一層の促進を要望して調査を終えております。

以上で、人口減少対策についての報告を終わります。

続きまして、入札制度についてであります。

担当課の説明後、質疑を行っております。

委員より、現場代理人が幾つの現場を管理できるのかとの質疑に、5件で7,000万円までである。また、災害復旧工事は、少額のものも多く、その要件を撤廃していると答弁がされております。

委員より、災害が県と市と合わせて50億、そのほかに発注工事が出てくる。そのときに数千万とか億の現場が必ず出てくる。そういう現場は、もう1人しかできない。元請の方で管理ができないことが起きてくる。その対策はどうかとの質疑に、5件7,000万円も市としては大きく捉えている。もう一点、新しい制度として準備期間制度を設けている。これは現場代理人ではなく、管理技術者、主任技術者の方が、その期間、配置しなくてもいいという制度である。少しでも業者が人員確保できるようにしていると答弁されております。

委員より、業者のランクにより、下請業者は、自分で受注できない状況が出てくる。その点も踏まえて入札単価を行わないと大変なことになると思うが、どうかとの質疑に、いろいろな制度の中で、毎年改良していきたいと思う。建設業界の皆さんからもそのような話を聞いているので、工事の発注見通しをなるべく早目に出して、皆さんから承知いただくのもよい方法と思うと答弁がされております。

委員より、A・Bランクの業者が有効な制度になっている。C・Dランクまで行き渡る入札の仕方を今後考えていくことはどうかとの質疑に、言われたことも市では考えている。逆に今は、Aランク事業が少ない。B、C、Dの事業のほうが多い。BランクはBランクの事業にしか入れないかという、C・Dにも入れるようにしている。融通がきく制度にしている。逆に、市が心配してい

るのは、災害が多く出ている。業者が全部受け切れるかを心配してる状況であると答弁がされております。

総務文教常任委員会としては、工事の発注量や請け負う業者の数やランクにより、さまざまなケースが見込まれるため、行政の答弁でいろいろな制度の中で、毎年、改良していきたいと思うとあったように、柔軟な対応を求めて調査を終えております。

以上で、入札制度についての報告を終わります。

続いて、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第3次改訂案については、委員より、国レベルでは2025年を目標にしているのので、当市も人口動態を見据えていかなければいけない。

もう一つは、2020年、エコノミストの間では、不景気が来るだろうと言われている。大手の企業も2020年を目指して動き始めている。ぜひ計画をつくるときは、その情勢をよく踏まえて提案していただきたいとの質疑に、2025年、平成37年になるが、言うならば団塊の世代が75歳で後期高齢者になると。社会保障は150兆と想定されている。今は、110兆から少し上である。平成24年のときに社会保障と税の一体改革、今後、約40兆の財源が必要だということで、介護では、地域包括支援システムをすることや在宅介護をふやすことで、介護保険、社会保障費を少なくすることが国から示された。

したがって、2020年、2025年は大きな1つの転換期になるということで考えているので、いただいた意見についても十分尊重して、今後の市の全体計画についてその点の視野を持って作成していきたいと答弁がされております。

委員より、28年度の外部委員の取り組み評価が低くなっている。ISOでよく言われたことは、大きな目標がたくさんあったときは、どれも手がつかなくて進まない。3つくらいにポイントを絞ってやらないと効果が上がらないと。ぜひ他のほうはちょっと下がっても仕方がないよという気構えで、とがった感じのものが無いと進まないと考えるが、いかがかとの質疑に、確かに政策を進める中で、そういった考えも必要だと思っている。

その一方で、副市長が言った人口減少対策が、最終的には市全体の総合力、それが強化されて、外から見たときに糸魚川市は住みよくていい市だねと。それがなければいけないと思う。また、今住んでいる人が、ここに住んでいて幸せだなと思えるようなまちづくりをしなければ、外から来る人だけがいいねと思うまちではだめだと思っている。そういう中では、指標についても今の総合戦略については、ある意味、総合計画的な指標になっていて、指標としては大いに気にはしている。来年度つくる予定の新たな総合戦略では、戦略を絞り込む中で、いわゆる総合計画と総合戦略とはっきり区別できるような、そういった形の計画づくりを進めていきたいと答弁されております。

総務文教常任委員会としては、委員から指摘があったように的を絞って成果を実感できるように進めていただくことを求めて調査を終えています。

以上で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第3次改訂案を終わります。

協議題、平成30年度行政改革実施計画案については、委員より、糸魚川市文化協会の自主運営の強化、29年度に協会の事務局移行を検討するとある。市民会館の民間の委託、民営化の推進、それと体育協会、自主運営のスポーツの強化は、本当に大丈夫か、意気込みはどうかとの質疑に、まず、体育協会については、新年度で市の臨時職員を1名配置する予定である。体育協会の事務を覚えていただき、将来的には体育協会が雇用職員の形にしたい。文化協会も同様の手法で考えてい

たが、体育協会と動きが違っており、単純でないことがわかった。市職員による協会の手伝いは、個々の団体に委ねるなり、会議の案内文書をやめて会議の際に日時を決めるなど、職員の従事時間を減らしているところである。市民会館は、委託に出したいが、受ける業者がこの近隣にいないことがネックとなっている。指定管理制度が厳しい状況で、会館管理のある一部の事務を委託する方法、それから、ボランティア的な組織を活用する方法、そういった部分まで広げて検討を進めていきたいと答弁されております。

委員より、公共施設の総合的かつ計画的な管理、公共施設等総合管理指針に基づく個別計画の策定について一般質問で行ったが、選択と集中である。急いでやらなければ、糸魚川市の財政も大変厳しくなってくる。ここまで来ているので、個別の計画の策定をまず一步としてつくり上げていただきたい。大きな期待をしているが、できるかとの質疑に、一般質問でも答えたが、レベルは低いかもしれないが、しっかりとつくっていききたいと思うと答弁がされております。

総務文教常任委員会としては、市が行う各種事業や市が連携している各団体との間で、行政改革の成果目標と現実との間に差異が生じているため、その点を修正し、前に進めていくことを求めています。

以上で、平成30年度行政改革実施計画案について、終わります。

その他の協議題として、今回の委員会において権現荘の経営問題について、委員会が主体となって行政の協力のもと報告書をまとめることとなりました。議員が市民に説明できる内容とできない内容を整理してまとめることで、委員の意見の一致をしております。早ければ6月、遅くとも9月までに作成させる予定で進めてまいります。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、休会中の3月12日、所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、指定管理者の評価結果について、糸魚川市都市計画マスタープランの見直し及び糸魚川市立地適正化計画の策定についての2項目であります。

まず、指定管理者の評価結果についてであります。シーサイドバレースキー場、シャルマン火打スキー場、グリーンメッセの3施設の評価結果について説明があり、質疑を行いました。

委員より、シャルマン火打スキー場における圧雪車の管理運営に関して、評価項目や管理の状況等について質疑・意見がありました。評価結果には、圧雪車の管理運行という具体的な記載はないが、適正な管理運営の確保といったところでは、特に索道を中心とした管理運営ということになるが、そのような点も含めて評価されているものと考えている。また、シャルマン火打スキー場の立地条件については、場所によっては、ウインチを使って作業をするような、急な斜度があるということで、シーサイドバレースキー場よりも厳しい状況であり、圧雪車には、かなりの負荷がかかっていると思われる。その中でも毎年、定期点検をしながら安全に整備が進むよう取り組みをしており、圧雪車の管理運行に対する意見をいただいているということは、しっかりと現場にも伝えながら圧雪車の適正な管理に努めたいという旨の答弁がありました。

また委員より、シャルマン火打スキー場の職員の通年雇用形態と閑散期の利用者増に向けた方策として、近隣のブナ林の利活用について質疑があり、スキー場の営業が終わってもグリーンメッセのほうへ職員全員が移るのではなくて、シーズンオフにも索道を管理しなければならないため、何人かの職員はスキー場に残っている。また、グリーンメッセの入り込みをふやすための手段として、付近のブナ林の活用は、検討してないということであります。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、割愛をさせていただきます。

次に、糸魚川市都市計画マスタープランの見直し及び糸魚川市立地適正化計画の策定についてであります。

都市計画マスタープランについては、都市計画区域全体の方針について記載する全体構想編と各地区の方針について記載する地区別構想編で構成されており、今年度は全体構想編について庁内委員会を中心に検討されており、その概要について説明がありました。

また、立地適正化計画については、庁内委員会を中心に計画の内容について検討を進めており、本計画を作成するための現状・課題の把握、まちづくりの方針、誘導区画の設定方針について概要の説明がありました。

委員からは、糸魚川市の人口はまだまだ大きな減少が見込まれると思うので、確かにコンパクトシティの発想というのはわからないでもないが、例えば保育園・小学校の問題などにまで入っていくと思うので、公共施設等を含めた中で検討してもらいたいといった意見があり、立地適正化計画はコンパクトシティの実現のための手法であるが、当然、そこは公共施設の総合管理計画とも密接に関係してくる。また、市内で顕在化している空き家の問題については、危険空き家の除去という視点があるし、比較的優良な空き家に関しては、資産という考え方ができるということで、公共施設だけでなく、民間施設も含めたような一体的な取り組みが重要になってくる計画であるといった答弁がありました。

なお、立地適正化計画については、居住誘導エリアと都市機能誘導区域のエリアがセットされて

おり、全てをそこに集中させるといった意味合いで受け取られがちではありますが、そうではなく、都市計画区域外の部分については、小さな拠点を設けて公共交通ネットワークと結ぶと言うものがあります。今後、住民説明なども行われていくため、当委員会としてもまた機会を見て調査していく予定としております。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中の3月13日に所管事項調査を行っていますので、その主な内容についてご報告いたします。

所管事項調査の項目は8項目であります。それぞれの項目において、闊達な質疑が交わされていますが、特に委員よりの意見が集中したものを要約し、ご報告申し上げます。

まず、地域活動支援センターの整備については、現地で建物と利用状況を見た上での質疑があり、施設利用者の仕事の安定的な確保について、地域住民との交流とその運営について、施設備品の配置について意見が交わされました。

また、木材を随所に使用した、いい施設をつくってもらったという感想も聞かれました。

次に、ごみ処理施設の整備については、委員より、基礎工法について、地盤の液状化について質疑が出され、ボーリング調査と検査の結果、数字的には液状化の危険性は少ないという結果であるという結果であるとの答弁があり、また、土壌改良の工法の責任の所在を明確にすべきだという質疑に対しては、エスエヌ環境テクノロジーを代表とする企業グループが責任を追うとの答弁がありました。3階の研修室見学コースについて、便所の便器の数が多いのではないかと委員からの指摘に対して、空気調和・衛生工学会の利用人数算定方法により計画したとの答弁がありました。

また、これまで不明確であった建物延べ床面積については、4,396平方メートルがこの建物

の延べ床面積で確定であるとの報告がありました。

次に、第5期障害者計画・障害福祉計画第1期障害児福祉計画（ささえあいプラン）については、前回の委員会でも協議され、委員から指摘され、直した点やパブリックコメントの結果を受けて、変更した点について説明を受けましたが、特に報告すべきことはありません。

次に、高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画については、パブリックコメントの結果と前回からの変更点についての説明があり、何点か質疑がありました。認知症への対応として、運動や食事が重要との委員からの指摘に対して、ロコモ予防と認知症予防に特に力を入れていく。健康づくりと一体的に行い、栄養士による認知症予防のためのバランスのよい献立や糸魚川産の食材活用を紹介し、推進していくとの答弁がありました。

また、今回の調査では、この計画の運営に対する委員の意見をワーキングシートを用いて発表し、委員同士の意見交換を行っております。

介護職の確保対策について、市民と協働でつくる支え合いの体制づくりについて、行政内の専門職の配置について、介護度の改善について、居宅介護の環境整備について、認知症の人の尊厳について、市民の健康意識向上についてなどに対し、闊達な意見が出されました。これを委員会の意見として、介護保険事業計画の運営において参考としていただき、再度、委員会で調査していくこととしました。

次に、国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第3期特定健診審査等実施計画については、特定健康診査の受診率と若い世代の健康意識について質疑があり、特定健康診査については、最終的には70%を目標にして取り組んでいる。未受診者対策についてさまざまな手段を使っているが、なかなか受診率が伸びないのが現状である。特に受診率の低い40から50歳代の未受診者全員に電話連絡をして調査しており、次年度以降も受診率向上に向けて継続して取り組みたいと答弁がありました。

また、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病を減らすことへのデータの活用について質疑があり、血圧の高い方のどれだけが発症するというデータは持ち合わせていないが、循環器系の疾患の方で医療費全体の約15%、糖尿病の方で約8%、合わせて23%くらいが医療費全体の中に占めているデータがあるとの答弁がありました。

次に、健康づくりセンタープール整備については、まず計画案への要望を出し、委員会で練る時間のリミット、事業スケジュールについて質疑があり、6月いっぱいくらいまで委員会などで意見を聞きたいとの答弁がありました。

次に、プールの深さや規模に関する質疑があり、教育委員会の生涯学習課と協議し、今のサンドリームのプールを基準に考えているとの答弁がありました。また、競技・授業用プールと健康運動用プールの位置関係など、計画に関する質疑が多数出され、出された意見も整理して、次回の委員会までにまとめたいとの答弁がありました。

次に、僻地医療については、市内の医療機関、医師の配置から診療所建設とデマンド交通のいずれが糸魚川市の実情に合っているのか検討したのかとの質疑に対して、今、僻地診療所はなくすることは考えていないので、デマンド交通については考えていないとの答弁がありました。また、利用者をどうやって確保していくのかとの質疑に対して、糸魚川総合病院まで来てもらう必要のない方は結構いると思うので、この診療所で間に合うことも周知していくとの答弁がありました。また、

人口推計に基づいて、10年後、20年後の利用というものを考えてあるのかとの質疑に対しては、人口推計を見ると根知地区においても人口は減るが、10年後は利用できる人口はあると思う。20年後においても今の小滝地区、平岩地区の利用を見れば、いい診療所であれば利用してもらえらると思うとの答弁がありました。また、建物規模と建設費に関する質疑に対して、経費の算定もいろいろしたが、診療所をつくったほうが一番経費的には安い状況になっている。今後、当委員会へきちんと報告・説明をしたいと答弁がありました。

次に、災害時の救護所については、冒頭、委員長より、医療の関係の備蓄の処分の方法について、課題があるということで、今回の所管事項調査を行うと説明し、調査を行いました。備蓄箇所数と薬品の期限に関する質疑に対して、備蓄品は市内5カ所の小学校、中学校、高等学校に配備し、薬品はおおむね3年と使用期限が決まっています、期限が切れたものから処理している。この医薬品は、ほかに譲り渡すことができないことが法律で定められている。今後、更新時には医師会と相談して中身を見直していきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、薬品処分に当たり慎重に対応してほしいという意見があり、今後も連携を図りながら進めていきたいとの答弁がありました。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第14号から同第27号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第14号から同第27号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本会議初日に総務文教常任委員会に付託されました議案第14号から同第27号までを、去る3月9日の総務文教常任委員会で審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の審査結果報告書のとおり全て原案可決であります。

審査の主な内容は、議案第14号、糸魚川市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員より、なぜ企画課を独立できなかったのかとの質疑に対し、これまでも企画課は独立したらどうかという議員の皆さんからの提言もあった。糸魚川市のレベルの人口規模とか財政規模とか行政規模では、企画と財政を一緒にして、市の計画推進に当たるところが結構ある。当市においても企画と財政で行政運営に当たっていくというような計画推進の考え方からそのようにしてきた。このたびの組織の改正の部分については、当市にとって人口減少対策が大きな重要課題として定住促進課で取り組みを進めていたが、企画部門との連携強化を図るため企画定住課を新年度から新設したいということであると答弁されております。

委員より、人口減少対策の取り組みで定住人口はふえていない。さまざまなデータから見ても人口はふえていない。将来、持続可能とよく市長が言われるが、定住だけでは人口がふえると考えていない。そこは肝に銘じてやっていただきたいと思っているとの意見に、今回、企画と定住促進課を合体することによって糸魚川市が当面解決しなければならない問題として、人口減少と中山間地域を守ることが必要である。そこを企画部門と一緒に全庁体制でやりたい。全組織を取りまとめる企画と定住促進を一緒にして集中的に取り組みたいので、今回そういう課名にしたと答弁がされております。

続きまして、議案第20号、糸魚川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、この条例改正の内容を市民にどのように広報するかとの質疑に、昨年の個人情報保護条例の改正は気をつけてくださいと周知は行った。今回の条例改正は、個々に関係するものはないと考え、職員が個人情報の取り扱いについて、今まで以上にしっかりとしなければいけないものだと思っている。特に市の職員の周知徹底をしていきたいと思っていると答弁がされております。

他の委員より、この条例改正は、一般の事業者も対象になるものではないか、また事業者への周知についてとの質疑に、この条例については、一般の事業者も対象になる。ただ、一般の事業者がDNAなどの電子データについて扱いはないと思っているので、まず、市職員に対して個人情報の取り扱いに対して注意をしていくことをまず最初にさせていただきたい。事業者には、何らかの会で個人情報の取り扱いについて市も十分に注意して行っていることを説明させていただきたいと答弁がされております。

続きまして、議案第24号、糸魚川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第25号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定については、関連があることから一括して質疑を行っております。

委員より、残された建物は財産的にはどうなるのかとの質疑に、浦本小学校は財産の位置づけとすれば行政財産から普通財産となる。今後は、地元の皆さんや関係する機関との協議の中で活用の検討をしていきたいと考える。このほか小学校のグラウンドの利用についての質疑に対し、浦本小学校のグラウンドは、地区のグラウンドゴルフ同好会が定期的に使用しており、夜間照明もあるこ

とから、引き続き設置をするが、市振小学校は、定期的に利用する団体がないことから今回、社会体育施設としての設置は見送ったものであると答弁がされております。

続きまして、議案第26号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、報酬を増額する理由について質疑があり、団員の減少に伴う処遇改善を期待しており、県の平均にできるだけ近づけたいという思いで引き上げるものであると答弁がされております。

なお、議案第15号から同第19号までと議案第21号から議案第23号までと議案第27号については、特段の質疑もなく、異議なく可決しております。

以上で、総務文教常任委員会に付託となりました議案第14号から同第27号までの審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

議案第15号、16号の反対討論を許可願います。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま、新保議員から討論の申し出がありました。

会議規則第52条の規定に基づき、発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

議長のお許しをいただきましたので討論させていただきます。

日本共産党の新保峰孝です。

議案第15号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議員報酬の引き上げであります。特別職報酬等審議会の答申に基づいたものということで、議長37万6,000円を38万7,000円、副議長31万円を31万9,000円、議員29万400円を30万円にする等の内容であります。

答申に対しましては、ありがたく思っておりますが、全国的にも市内の状況を見ましても働く人たちの実質賃金が上がっているとは思えないものであります。このような状況の中での引き上げは

控えるべきではないかと考えます。議員のなり手がいないということもありますが、最大の原因は、職場では労働強化で人員の余裕がないことから、議員に出ようにも出られない状況もあるのではないかと思います。地域では、それに加えて年金支給年齢の引き上げによる定年延長や働かないと生活が成り立たないこともあり、自治会の役員のなり手を探すのに苦労している現実もございます。

いずれにいたしましても実質賃金が上がっているとは思えない状況の中での引き上げには賛成できないものであります。

続いて、議案第16号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案も特別職報酬等審議会の答申に基づくものであります。市長81万2,000円を82万円に、副市長62万4,100円を63万円に、教育長57万600円を57万6,000円にする等の内容であります。

本案も同じく実質賃金が上がらない状況の中での引き上げには賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

これにて討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第14号、糸魚川市行政組織の改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第４．議案第２８号から同第３０号まで及び同第４０号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第４、議案第２８号から同第３０号まで及び同第４０号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔１２番 斉木 勇君登壇〕

○１２番（斉木 勇君）

当委員会に付託となりました本案について審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり全て原案どおり可決であります。

審査の過程における主な事項を報告いたします。

議案第２８号、糸魚川市烏帽子の里条例を廃止する条例の制定については、委員から、施設が消失したということにより近隣住民への影響について質疑があり、当施設は上早川地区の北山、砂場、三ツ屋といった集落の皆さんが共同で運営されておりましたが、各地区でも集会施設をそれぞれ持っているの、そちらを活用しており、また集落の枠を超えて集まるようなときは、焼山の里ふれあいセンターを活用するということでありました。そのほかの議案でも若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第２８号、糸魚川市烏帽子の里条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、平成29年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第5．議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、議案第31号から同第38号まで及び同第41号から同第44号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

定例会初日に当委員会に付託されました本案について、審査を終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案31号、糸魚川市手話言語条例の制定については、条例化に伴う施策の具体的な内容についての質疑に対して、手話奉仕員の要請、災害時・緊急時の伝達方法、教育現場での普及を進めると答弁されました。

委員より、具体的なものがまだ手つかずだ。新規の条例は内容をしっかりつくってから議会に出すべきだとの指摘があり、これに対し、今回は条例を制定して、今後、総合的・計画的な施策を提案していきたいとの答弁がありました。委員からの求めもあり、手話言語条例の推進について、より具体的な施策を委員会に示してもらい、再度、調査・検討していくことといたしました。

続いて、議案第32号から同第36号までは、一括議題としました。

議案32号、糸魚川市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の制定については、利用申し込みへの事業者対応、特定福祉用具の販売、施設整備と介護人材確保、在宅介護環境整備への対応について質疑がありました。

議案第32号及び同第34号から同第36号までについて、委員より、居宅介護への移行については、国の責任が大きく、事業者対応、介護人材不足への対応すべきところが進んでいないことから、この議案に反対するとの意見が出されましたので、起立採決となりました。

議案37号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、都道府県化に反対するという意見が出され、起立採決を行いました。

議案第41号、平成29年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）では、システム開発費等補助金について質疑がありました。

また、議案第43号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員から反対の意見が出され、起立採決を行っています。

以上で、市民厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

議案第43号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算案について、反対の討論を行います。

本制度の基本的な見直し、是正、ほとんど変わらないまま今日に至っております。抜本的な見直

しに努めるべきです。

その考えからして本件、議案第43号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算案についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

議案第32号、34号、35号、36号、37号の反対討論を許可願います。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま、新保議員から討論の申し出がありました。

会議規則第52条の規定に基づき、発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきます。

日本共産党の新保峰孝です。

議案第32号、糸魚川市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の制定について、議案第34号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、糸魚川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

これは介護保険法等が改正されたことに伴うものでありますが、3年前の2割負担導入に続く今回の3割負担導入には、利用抑制、家族への厳しい影響が指摘されております。保険者機能強化の名目で導入される財政支援は、報奨金で自治体に要介護度や介護給付費の提言を競わせることにもなりかねないものであります。サービスの利用停止や介護認定自体を受けさせないなど、給付抑制の流れに拍車をかけることにもなりかねません。また、地域住民等の助け合いを制度化し、高齢、障害、子供など福祉サービスを包括化することも挙げられておりますが、助け合いや共生を掲げることで、地域住民や社会福祉法人による互助を地域福祉に組み込み、行政の穴埋めを求めるもので、公的責任の後退を招きかねないものであります。

訪問介護では、生活援助の奉仕引き下げ、資格要件の緩和が行われております。介護福祉士など専門性のある職員が身体介護を担うものとし、生活援助は資格要件の見直しがなされております。

新たな生活援助の資格については、初任者研修の時間が大幅に短縮され、基本報酬の単位が引き下げられております。介護福祉士でも単価が変わらず、実質的な処遇引き下げとなっております。生活援助サービスには、利用制限がかけられる懸念がある仕組みになります。10月から訪問回数が一定数を超えるケアプランをケアマネジャーが市町村に届け出ることが義務づけられております。地域ケア会議が利用制限をかける場になる懸念も考えられるものであります。一定期間内の利用者で、食事、入浴、歩行などの日常動作が改善された度合いで成功報酬を加算する制度では、日常動作だけを指標とすることで認知症の人や身体機能の改善が見込まれない人へのサービス提供の拒否など、利用者の選別を招きかねないとの指摘もなされております。福祉用具の貸与では、10月から貸与価格の上限設定が行われますが、上限を超えれば利用者が負担することになります。

介護は、一人一人違う条件のもとで、その人らしい生活ができるように支援するものだと思います。今回の法改正は、そのような方向とは逆であり、給付抑制を誘導するものになっていると思いますので、32、34、35、36号に反対するものであります。

次に、議案第37号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国保は、被保険者の多くが低所得者であるにもかかわらず、保険料が高いという構造的な問題を抱えており、国保の広域化で何ら解決するものではございません。逆に、国の負担を削減する仕組みになりかねないものであると考えるものであります。

本案は、国保の都道府県化に伴うものでありますが、国の負担を削減する仕組みになりかねないことから、賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

これにて討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第31号、糸魚川市手話言語条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、糸魚川市指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、

議案第36号、糸魚川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、糸魚川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第41号、平成29年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号、平成29年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第44号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決い

+

たします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

議会運営委員会を開きますので、暫時休憩します。

再開を13時といたします。

〈午前11時53分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

先ほど保坂議員の指摘がありました件につきまして、今ほど議会運営委員会を開会し、確認をいたしました。

その結果、インターネット配信では、2款2項から6項まで削除されており、これにつきましては、原因究明をするよう事務局に指示をいたしました。

また、関係業者には、二度とこのようなことが起こらないよう申し入れするとともに、今後インターネット配信するに当たっては、事務局もよく精査の上、するようにということで委員会の意見の一致を見ております。

以上で報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第6．議案第39号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、議案第39号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれの常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂委員長。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

本会議初日に総務文教常任委員会に分割付託されました議案第39号を、去る3月9日の総務文教常任委員会で審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の審査結果報告書のとおり原案可決であります。

審査の主な内容は、企画財政課の関係部分では、委員より、地方債について起債額が元金償還見込額を上回ることになり、それは主にどういったところが原因になるか、また、その発行額の内訳についての質疑があり、今回、主な要因は復興に係る事業費の起債や、ことしの台風被害による災害復旧に係る起債が主な原因で起債額がふえている状況である。

次に、起債の内訳は、3月補正後の予算額で、復興にかかる起債は6億4,000万円、災害復旧は8億2,000万円、起債が約49億5,000万円になると答弁されております。

続いて、こども課の関係部分では、委員より、10款3項、中学校グラウンド改修事業の約1,100万円の減額補正について減額の理由についての質疑があり、担当からは、8,000万円の予算計上し、工事の入札を行い、工事を実施した結果、これだけの差が出たことであると答弁がされております。

委員より、当初見込みと実績が余りにも大きな差をどう考えるかとの質疑に、当初の予算措置の時点では、業者からの概算見積もりで積算した。実際の工事入札では、かなり低い額で落札されたものであると答弁されております。

このほか幾つか質疑がありましたが、特段報告すべき事項はありませんので、割愛をいたします。

以上で、総務文教常任委員会に分割付託とされました議案第39号についての審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、斉木 勇建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

斉木委員長。〔12番 斉木 勇君登壇〕

○12番（斉木 勇君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項をご報告いたします。

まず、建設課関係では、8款土木費の国土調査事業で、平成29年度の進捗状況と今後の対応について質疑があり、平成29年度については、藤崎地区の海岸において新たなる土地が生まれたということで確認されているところであり、海岸部分等を全て境界確定までして登記を終えているという状況まで来ている。今後については、昔の圃場整備の箇所を調査区域に入れたり、市道藤崎線付近の計画について調査をしていくこととしており、藤崎地区については、平成34年までかかるということで計画していると答弁がありました。

次に、商工農林水産課関係では、5款労働費のワーク・ライフ・バランス推進事業における200万円の減額理由について質疑があり、今回の減額については、就業環境整備事業という補助金で、託児スペースの整備や女性専用更衣室の設置、男女共用トイレを女性用に改修するなど、ハード面の整備をするための補助金であります。補助の実績件数は、2件で100万円の執行予定に今のところなっており、当初予算400万円のうち200万円を減額するとのことであります。

また、今後の展開についての質疑には、平成28年度市役所内の女性を中心としたプロジェクトチームが、女性の働き場所確保対策ということで研究・調査をしてきた結果、市内企業のワーク・ライフ・バランスの推進のためには、企業のトップリーダーの意識を変えることが必要という結果に至ったと報告されております。これから、ワーク・ライフ・バランス推進の宣言をしてもらう事業者を募り、この後そういった登録制度について、新しい展開を考えていきたいと答弁がありました。

次に、復興推進課関係では、8款土木費、駅北大火復興市営住宅整備事業について、委員より、周囲の防風・防火を兼ねた植樹等の計画があるかとの質疑があり、住宅の中庭や東側のポケットパーク等の植栽・植樹を計画している。また、にぎわい広場と一体となった植栽・植樹等の計画もしているとのことあります。また、大学の専門の方にどういった樹木が今回の大火に強かったのか、調査に入ってもらっております。特に加賀の井酒造の裏のケヤキはしっかりと残っており、ことしの春に芽吹いたので、そういう火災に強い樹木もあるということも市民の皆さんに周知していく必要があると考えてると答弁がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に分割付託されました本案関係部分について審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

市民課関係では滞納による差し押さえについて、環境生活課関係では免許の返納と返納した方の健康について、鳥獣被害・イノシシへの対応について、ごみ処理施設の排ガス基準について、健康増進課関係では国民健康保険診療所特別会計への繰出金について、訪問診療について、質疑が交わされていますが、詳細は割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の議案第39号の関係部分の審査報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第2号から同第13号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第2号から同第13号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原委員長。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

これより、予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算、議案第3号から同第9号までの平成30年度特別会計予算7件、議案第10号から同13号の平成30年度企業会計予算4件の12件であり、去る3月14日から3月19日の4日間にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、当特別委員は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な意見についての報告は省略させていただき、要点のみの報告といたしますことから、あらかじめご承知おきをお願いいたします。

それでは、議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算について報告いたします。

歳出、2款総務費、1項1目一般管理費の顧問弁護士委託料について、委員より、資料請求されて提出された権現荘元支配人の不起訴についての資料から、その対応を当市の顧問弁護士に相談されたのかとの質疑があり、これに対して当市の顧問弁護士については、必要に応じて法的に相談案件があれば相談している。今回の事案も相談している。その上で元支配人に損害賠償を求めることについては、立証することは非常に困難で、賠償を求めることはほとんど無理だという話であったと答弁がありました。

さらに委員より、市民の税金を使っているのだから、元支配人の名前で書いてある伝票で使い方がわからない分の金額は返してもらいましょうということ、そのことを顧問弁護士に相談してもらいたいとの質疑に対し、今回の権現荘元支配人の件について顧問弁護士とも相談してきた。不起訴になった状況について、最終的な報告もしなければならぬと考える。それにより、市に対する指導内容について変更があるかないか聞きたいと思っていると答弁がありました。

委員より、顧問弁護士委託料において、不起訴になった事実を踏まえて42万円の迷惑料は受け取っているが、39万円ほどの個別購入費が現在出てきている。材料費、資料、数字、全部おさめた上で行政側と顧問弁護士と相談していただきたい。それらを踏まえ集約をすべきとの意見がありましたので、委員長の判断で起立採決により採決を行いました。結果は、起立少数で集約は行わないということになりました。

反対者がいない状況で、簡易採決を採用せず、起立採決により採決したことは、委員の皆様を混乱させ、ご迷惑をおかけいたしました。このことについてはまことに申しわけなく、おわび申し上げる次第であります。

採決後は、反対者から顧問弁護士から立証することが困難で、もうこれ以上の賠償は無理だろうという結論が出ている。これについては取り上げるべきではないというふうに判断したという意見を聞いております。

4款衛生費、1項6目診療所費のへき地診療所整備事業について、施設の規模から見て、施設整備工事設計委託料が高額になっている。中山間地の10年先、20年先の将来の人口推計を鑑み、建設工事費を見直す必要があるのではないかと意見があり、へき地診療所整備事業に関しては、地域医療を守る事業になるようしっかり見直してコスト削減に努めていきたいと答弁がありました。委員より、整備費を縮減するよう集約していただきたい旨の提案を受け、委員会で諮っています。

他の委員より、僻地医療の拠点として整備するのは賛成であるが、施設整備工事の単価に関して

も高額であることから、見直しをしていただきたいとの意見。別の委員より、僻地診療所に関して、行政から地域医療を守る事業になるよう見直してコスト削減に努めると答弁があったので、集約は必要ないとの意見が出て、起立採決を行った結果、賛成多数で集約をすることとなりました。集約内容は、将来の人口減や財政運営に十分考慮し、建設経費縮減に努め、医療確保で地域医療を守る事業となるように求めるというものであります。

次に、8款6項1目都市計画費の復興まちづくり整備事業について、委員より、にぎわい拠点施設用地購入費、移転補償料等の検討に入っているとのことだが、周辺の機運が高まっていないと感じる。市の設定と住民、地権者、商工会議所等のニーズが食い違っているのか、理解が浸透せず整合がとれていないのかという質疑に対し、復興計画公表後、アンケート調査を実施し、復興計画に上げた事業についての意見を聞いているが、コンビニが欲しいとか身近な生活に直結した意見が非常に多いと感じている。若者・子育て世代が集いたくなる人づくり、まちづくりというコンセプトを公にしているが、ぼやっとしてなかなか理解してもらえないということも含めて、もう少し具体的なものを示しながら説明してきているところである。これまでなかなか取り組んでこられなかった官民連携で、サウンディング調査をさせてもらい、まだまだ防災・にぎわい拠点施設の機能と絞り込めてはいないが、できるだけ早いうちに機能の整理をしなければいけないと思っているとの答弁がありました。

他の委員より、トワイライトエクスプレスの備品、調度品を活用した展示施設については、ストーリー性を持ち合わせた施設になるようにと意見が出され、来年度も引き続き設計作業と一部政策に入り、予定としては新幹線開業5年目を迎えるときまでに完成させたい計画である。そのために専門家やいろいろな皆様の意見をお聞きし、今後検討していきたいとの答弁がありました。

そのほか多くの質疑が交わされましたが、省略させていただきます。

最後に4日間、開始時間の変更や終了時間の延長など再三の日程変更にもかかわらず、委員各位並びに行政担当各位より議事進行にご協力いただき、長時間にわたる熱心な審議の上、審査を終了することができましたことは、副委員長ともに感謝をし、御礼申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

議案2号、それと5号についての反対討論を述べさせていただきます。

議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算案について反対ということで申し述べさせていただきます。

本議案を初め平成30年度各会計予算案は、これからの1年、さらにはその後の市行政、ひいては市民全体の暮らし全般に大きくかかわる課題を抱えております。そして、それらの行政執行は、その理念がどうあるかに大きく動かされます。そういった現実を踏まえての討論です。

このことは衆参両院予算委員会での対応、ありようを見るまでもなく、自治体においても同じであります。誰が首長であろうが、どのような行政体であろうが、また、誰が議員であろうが、どのような議会であろうが、お互いそれぞれそれなりによかれと思って考えてやっております。であればこそ、時には立ちどまり、考え直す。構築し直してやっていく。そういった背景をつくり合い、ぶつけ合う、それが基本。それでこそ二元代表だと思っております。一方にとっては、ささいなこと、小さな問題でも他方にとっては大きなこと、でっかい問題。またその逆もあります。行政、議会まさに二元代表。論じ合うのがこの場、市議会という場であります。

具体的に幾つかの事象を取り上げます。

1つ、ジオパーク対策。私は、予算執行での偏り、偏重につながりかねない。また、いけいけではいけないと批判し続けてきました。

次、権現荘対応。地域振興のためという立派な名目と、一方では、本来の行政施設としてはどうあるべきかの現実。それらの相克の中で相対峙してきたのが権現荘問題。元支配人問題は当然のこととして、指定管理者制度や第三セクター対応での行政のかかわり方についても論を張ってまいりました。

さらに、僻地診療所対応。個別特定の特化、あるいは対応する前に全市的な人口減、今ほども予算委員長ちょっと触れましたけれども、人口減、過疎現象への対応。高齢者のみならず、日ごろの交通に難を抱える市民への抜本対応をと言いつけております。

さらに、いじめ問題対応。学校教育と一般社会体育活動、相互のあり方の見直しをと主張し続けております。いま一つこれも予算全体・全般に係る視点からの主張であります。予算書を関連書の中に目立って他出している支援・援助なるよう、今、予測をはるかに超える勢いで進んでいる、まさに超高齢社会化対応。予算書中、3款4項4目、5目にわたる全29目中、支援・援助なる用語が34カ所ありました。また予算概要、これは説明書でありますけれども、中、④高齢医者と銘打っての15項目中、支援・援助なる用語が17カ所。行政は一人一人が老若、強弱にかかわらず、責務として対応していくのがその基本、根っこ、支援・援助から責務へと位置づけ、対応すべきが人と考えるに至りました。

以上、予算案全体に係る根っこ、基本という視点・論点から申し述べさせていただきました。

ただ、現行の決まりでは、賛成・反対の表現で本議案に対し、対応するのが1つの流れであります。ということで、この場、4日間に及ぶ議案審議の結果として、当議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算案について反対ということで締めくくらせていただきました。

次に、議案第5号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算案について、反対討論をさせていただきます。

本制度の基本的な見直し、是正、ほとんど変わらないまま今日に至っております。抜本的な見直

しに努めるべきです。その考えからして本案件、議案第5号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算案についての反対討論とさせていただきます。

以上、2件、2点について反対討論をさせていただきました。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、山本 剛議員。

山本 剛議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。〔3番 山本 剛君登壇〕

○3番（山本 剛君）

清政クラブの山本 剛です。

議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

平成30年度の一般会計予算では、第2次総合計画の着実な推進、人口減少社会に対応したまちづくり、また、駅北大火の本格的な復興の年として全市が一体となって精力的に進めなくてはなりません。市長の施政方針の「がんばろう糸魚川」をキーワードに4つの重点施策として掲げられています。

1つ目の「地域資源と人財を活かすまちづくり」では、人材育成事業として各企業の技術者の高齢化を踏まえ、大型免許や大型特殊免許等、取得に対しての助成。観光案内版、観光施設の整備、地域おこし協力隊事業では新たに3名の増員、糸魚川ジオパーク、匠の里創生事業、空き家活用事業などが予算づけされております。

2つ目の「こどもや若者、女性の夢をかなえるまちづくり」では、市営・民営保育所等の整備事業として寺地保育園の未満児保育を行う保育室の拡充など、妊産婦医療費助成事業として通院1回につき530円の一部負担、入院の無料化。子ども医療費助成事業では、高校卒業までを対象に入院に対する補助、1日1,200円を平成30年度10月をめぐりに無料化。学校図書館司書配置事業では、能生小、田沢小に1名ずつ配置して4中学をカバー。学校改修事業では、30、31年度に能生中学を改修などの予算づけがあります。

3つ目の「協働による安心・元気なまちづくり」では、介護研修生受け入れ支援事業を新設。手話奉仕員養成事業では、手話言語条例を制定し、養成講座を実施。へき地診療所整備事業では、根知の診療所を移転整理。次期ごみ処理施設整備事業では、30、31年度で建設。健康づくりセンタープール整備事業では、31年度末までにこのごみ処理場の温水利用で「はびねす」に併設。そのほか新駅押上駅、津波・土砂災害姫川洪水のハザードマップ作成などを実施。

4つ目の「駅北大火の復旧・復興に向けたまちづくり」では、被災地道路の美装化、無電柱化、大型防火水槽の設置。にぎわい拠点施設は、基本構想・基本計画の策定、大火復興市営住宅の建設、訪問診療所の設置など。火災予防推進事業では、市内の全世帯を対象に住宅用火災警報器や消火器の設置、更新に補助などなど4つの重点施策の各事業を評価するものであります。

しかし、先ほどの委員長報告のとおり僻地診療所では、できるだけ費用の縮減を集約いたしました。また、糸魚川市として最も重要課題であります人口減少対策にかかわる事業は速やかに実施し、必要であれば補正予算もいとわないと考えています。

議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算の執行に当たりましては、米田市長と行政、全職員が一丸となって取り組み、そして、予算が承認されたからといってでき得る限り無駄な費用を抑え、最大限の効果を発揮していただきたいものです。

以上、評価を要望を述べました。何とぞ各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

2款総務費、一般管理費の顧問弁護士委託料について、若干の意見を述べます。

3月2日付の権現荘元支配人の不起訴についての資料の件で、損害賠償の請求はほとんど無理とした顧問弁護士の判断は、現状ではあり得ないことから顧問弁護士の見解に疑問を持ちました。質疑に対する行政答弁がかみ合わず、集約を求めました。告発者によると不起訴になった理由は、私的にお酒を飲んだことを認めたこと、元支配人の購入金額が約39万円で、その相当額である42万円を自主返納していることが決め手であったとあります。

したがって、市に対しての迷惑料42万円と検察の起訴猶予にした42万円の意味が根本的に違います。その事実関係を顧問弁護士がわからないはずがありません。したがって、確認の集約を求めたものであります。委員会集約は、反対意見なしの起立採決により賛成少数で否決されましたが、織田副市長より、最終的な報告をすると答弁されておりますので、次回、総務文教常任委員会に弁護士の指示があったかどうかについての結果報告をお待ちしております。

それでは、私が主に期待と評価する事業を挙げて、賛成の趣旨を説明いたします。

2款総務費では、広報・広聴事業では地域の情報をチーム市役所とチーム糸魚川により、SNSを活用した情報の大拡散運動の展開と、大学生等新幹線通学応援事業や鉄道利用促進事業について、糸魚川市の特性を生かし、JR等と連携強化を期待するものであります。

3款民生費では、ぴあタウン青海多目的施設運営事業については、新年度で新たな取り組みを見守りたいと思っております。高齢者おでかけ支援事業と老人いこいの家事業と老人クラブ助成事業の3事業をコラボレーションさせて、高齢者による路線バスの旅の奨励を期待しております。

また、生活に直結した事業である市民後見人推進事業、子ども誕生祝い事業、病児・病後児保育事業などの安定化をお願いするものであります。

4款衛生費では、健康診査受診促進事業においてピロリ菌や子宮がんなどの実態を通して、子供のがん予防教育の一層の推進を期待しております。健康づくり推進事業では、女性に人気がある骨密度検査において、検査機が壊れやすいことを市民周知し、今後も継続できるように工夫をお願いするものであります。子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業、修学資金貸与事業、子ども医療費助成事業、新エネルギー導入支援事業も将来を見据えた事業であります。どの事業も積極的な推

進を期待しております。

6款農林水産事業費では、担い手育成事業、畜産振興事業など今後の産業構造に影響を与えるものであります。現行の農地や農業が継続できるように工夫を期待しております。森林整備地域活動支援事業とジオの森整備事業においては、里山づくりのため山林所有者の把握と山林集約の促進に期待をしております。水産事業総務諸費と水産資源活用産学官連携事業については、海洋高校を中心に国内はもとより世界的にも特徴のあるビジネスモデルを構築できるよう挑戦を続けていただきたいと思っております。

7款商工費では、復興ビジネスチャレンジ支援事業とビジネスチャレンジ支援事業については、産官学金労言の丁寧なサポートを行うことにより、成果が期待できます。しっかりと面倒を見る体制の構築をお願いするものであります。インバウンド推進事業については、スイスを中心とするヨーロッパ圏と中国の香港や台湾、韓国などアジア圏をターゲットに糸魚川市を売り込んでいただきたいと思っております。

8款土木費では、地域高規格道路整備促進事業、街路灯等設置事業、道路除排雪事業、道路維持管理費、道路修繕事業では、道路破損通告の担当者となる地域の区長さんに対して、道路通告のガイドラインを作成して丁寧なレクチャーをお願いしております。復興まちづくり整備事業では、特に防災にぎわいの拠点づくりが課題となっております。地権者や大火周辺の方、商店街や商工会議所の方たちのご理解とご協力のもと一生に一度は見ておいたほうがいいよと言われるような駅北の拠点づくりを目指していただきたいと思っております。私にできることがあれば、全力で協力をしたいというふうに思っております。特に駅北大火の復興関連事業については、全国に元気な姿が示すことができるようにインパクトのある大火復興のシンボリックな取り組みにすべきと考えます。まさに行政と議会が両輪となって、主体者である対象地域の市民を支え抜く活動体制を構築できる年になることを期待しております。

10款教育費では、いじめ防止対策事業、いじめ・不登校対策支援事業に一層の力を注いでいただきたいと思っております。高校の魅力づくりや小学校と中学校の学力向上支援事業について工夫されており、今後の成果が楽しみにしております。中学生海外派遣事業も学力向上に貢献しており、期待をしております。また、学校図書館司書配置事業では、増員をしております。子供の読解力向上のため、司書の方に研修を受けていただき、読書好きの子供をふやしていただきたいと思っております。とにかくゼロ歳から18歳の日本一の子供づくりを目指す糸魚川市としては、学力の伸び率において子供と住むなら糸魚川市と言わせしめるような取り組みを本気で行うべきと考えます。

以上で、期待と思いを込めて、議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算についての賛成討論を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

東野議員。〔2番 東野恭行君登壇〕

○2番（東野恭行君）

清政クラブの東野恭行でございます。

議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算について、賛成の立場で意見を申し上げます。

議員になり1年がたとうとしておりますが、初めての予算審査特別委員会に出席させていただきました。改めて市議会議員としての責任の重さを痛感いたしました。

平成30年度予算編成については、第2次総合計画の着実な推進と駅北大火からの復興を前進する年として「がんばろう糸魚川」をキーワードに重点施策を定め、職員全員が連携して取り組むものとすると思いますが、2年目となった第2次総合計画を糸魚川市に広く認識・浸透させていくためにも市民に関心・注目が高い駅北復興まちづくり計画を着実に推進していかなければならない年であると認識いたしました。

我々市民にとって今後注目が高い事業は、復興関連事業、健康づくりセンタープール整備事業、次期ごみ処理施設整備事業であり、10年後、20年後の糸魚川にとっても大切な予算編成であると認識しております。重点施策の中に「地域資源と人財を活かすまちづくり」、「こどもや若者・女性の夢をかなえるまちづくり」、「協働による安心・元気なまちづくり」、「駅北大火からの復旧・復興に向けたまちづくり」がありますが、これら重点施策をいかに糸魚川市民の皆様と共有し、推進し、実行していくことができるのか。糸魚川駅北大火の被災から1年4カ月ほど経過し、再建はまだ道半ばではありますが、重点施策の実現は、これまでに再建を果たされた方々の思いと行動、主体性にヒントが隠れていると考えます。さまざまな主要施策を担う主役、プレイヤーは誰か。紛れもなく自分を含む糸魚川市民の皆様であると考えます。

議員1年生である私は、それぞれの事業に対する予算の正当性や妥当性は、まだまだ語れませんが、今後、願わくば行政の職員各位に莫大な人件費に見合ったパフォーマンスを発揮していただきたい、このように考えます。きっと誰かがやるだろうという疎外感からみんなで頑張ろう糸魚川と、糸魚川市民の皆様にも勇気づけ、動機づけることが我々二元代表の役割であると考えます。重点施策を人ごとと捉えず、自分もやり抜くぞという決意とともに私の賛成討論を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で通告による討論は終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。

○8番（新保峰孝君）

議案第2号、5号、13号の反対討論を許可願います。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいま、新保議員から討論の申し出がありました。

会議規則第52条の規定に基づき、発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

新保議員。〔8番 新保峰孝君登壇〕

○8番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議長の許可をいただきましたので、議案第2号、5号、13号について、反対討論をさせていた

だきます。

まず、議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算であります。1款議会費では、議員報酬の引き上げが計上されております。特別職報酬等審議会の答申に基づいたものということであり、全国的にも市内の状況を見ましても働く人たちの実質賃金が上がっているとは思えないものであります。このような状況の中での引き上げは控えるべきではないかと考えます。

2款総務費では、特別職の給与引き上げが計上されております。こちらも特別職報酬等審議会の答申に基づくものであります。実質賃金が上がらない状況の中での引き上げは控えるべきではないかと思えます。マイナンバーカードを活用した住民票等コンビニ交付事業は、メリットが少なく、費用がかかるシステムであります。また、コンビニは、過疎化の進む中山間地には少ないのが現状であります。顔認証もできません。紛失等マイナンバーの成り済まし被害も想定され、個人情報保護の点でも疑念があります。

4款衛生費では、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口は、論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころからの歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことであります。新しいごみ処理施設の関係では、今予算に約10億円の施設建設工事費約2,000万円の施工監理業務委託料が計上されております。ことし、平成30年度に19%、31年度81%の出来高にしたいとのことであります。処理能力1日48トンの施設が1社応札により、契約額が58億3,200万円もの高額になったことには、疑念を禁じ得ないものであります。賛成できるものではありません。

7款商工費では、シーサイドバレースキー場管理運営事業に6,600万円、シャルマン火打スキー場管理運営事業に1億円、両スキー場合わせて約1億7,000万円計上されております。グリーンメッセ管理運営事業の2,400万円を合算すると約1億9,000万円であります。今後、地球温暖化が進み、採算の合う営業期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料の引き上げ、施設の維持管理費がさらにふえていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと考えますが、残念ながら先を見据えた取り組みがなされているとは言いがたいと考えるものであります。柵口温泉管理運営事業であります。権現荘を市直営から第三セクター能生町観光物産センターの指定管理にしてから2年目の予算であります。管理運営上、不適切と指摘された問題や財務規則違反等疑惑はそのままであります。小林元支配人は、起訴猶予になりましたが、権現荘の疑惑をうやむやのままにして賛成することはできないものであります。

10款教育費では、中学生海外派遣事業であります。香港ジオパークへの中学生海外派遣事業で667万円が予算計上されております。香港に中学3年生30名が派遣されるとのことですが、本事業は義務教育段階での取り組みとしては、ふさわしいとは思えないものであります。

以上から、一般会計予算に反対するものであります。

次に、議案第5号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成20年度に老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行され、制度が開始されました。それまでより負担増となる批判をかわすため導入された保険料軽減のための特例措置が、平成29年度から段階的に配置されています。新潟県では最初の値上げとなりますが、平成30年度、31年度の保険料率を引き上げるものであります。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別

枠の医療保険にして負担増と差別を押しつける制度という基本的性格を有するものと捉えておりますが、施行されている中においては、年金が削減され続け、さまざまな負担増が生活を厳しくする中での引き上げになります。そのような負担増には反対であります。

次に、議案第13号、平成30年度糸魚川市下水道事業会計予算についてであります。平成29年度より5年かけて使用料値上げを行う2年目の予算であります。値上げの負担を段階的にふやしていくような配慮はなされておりますが、年金の切り下げが続き、実質賃金が上がらない中では、市民にとって厳しいものがあります。これまで下水道の借金も減ってきております。今後の施設改修の費用や人口減少による加入者減のこともありますが、一般会計からの繰り入れの検討、また、経費の節減を進め、値上げは避けるべきではないかと考えますので、値上げ案には賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

これにて討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第2号、平成30年度糸魚川市一般会計予算、採決をいたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、平成30年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、平成30年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、平成30年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、平成30年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、平成30年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成30年度糸魚川市学校給食特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成30年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、平成30年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、平成30年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成30年度糸魚川市簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、平成30年度糸魚川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（五十嵐健一郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第45号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第45号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第45号は、教育委員会委員の任命についてでありまして、現在、教育委員会委員の佐藤英尊さんの任期が平成30年5月19日をもちまして満了となりますことから、新たに谷口一之さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

なお、本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより議案第45号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第9．諮問第1号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております伊野啓一さんの任期が、平成30年6月30日をもちまして満了いたしますことから、新たに佐藤 剛さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

1点だけお願いいたします。

ただいまの人権擁護委員の候補者につきまして、現在、生徒指導支援員という職をお持ちであります。それについては兼務をしてもいいのかどうか、私の、ここで聞きするより方法がなかったもんですから、聞かせていただければありがたいです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本総務課長。〔総務課長 山本将世君登壇〕

○総務課長（山本将世君）

お答えいたします。

ただいま出ております人権擁護委員につきましては、無報酬という形でなっております、私も職員、今、臨時の職員という形でおられますが、それについては問題ないというふうに考えております。

○11番（笠原幸江君）

ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第10．議員派遣について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

「タブレット端末に関する研修」に、会議規則第167条の規定により、20人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、20人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

日程第11．閉会中の継続調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成30年第1回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月26日から本日までの長期間にわたり、平成30年度予算を初め多数の重要案件につきまして慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点についてご報告を申し上げます。

最初に、大山商店街アンテナショップ出店についてご報告申し上げます。

3月10日、東京都板橋区のハッピーロード大山商店街振興組合が運営する「とれたて村」への出店に関する覚書を締結いたしました。とれたて村では、全国15の市や町と提携して農林水産物や特産品を販売いたしており、本市としては、都内初の常設アンテナショップとなり、糸魚川産の約50品目が店頭並びます。これを機に商店街や板橋区、提携をしてる市や町とも交流を図り、

地元産品の魅力発信や販売力の強化につなげてまいります。

2点目に、能生地域活動支援センターの竣工についてご報告申し上げます。

昨年6月から旧能生体育館跡地に建設し、昨年12月20日に開所をいたしておりましたが、このたび外構など全ての工事が完了したことから、あす、3月27日に竣工式を行うこととなりました。地域活動支援センターは、心や体に障害のある人が地域との交流や作業などにより、規則正しい生活を送るための通所施設であり、今後、地域の障害福祉の拠点となるよう努めてまいります。

3点目に、教育大綱の改定についてご報告申し上げます。

教育大綱につきましては、平成29年度末で対象期間が終了することから、このたび改定をし、本日お手元にご配付いたしました。今後も教育大綱に沿って、当市の教育に関する施策の総合的な推進を図ってまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分についてご報告申し上げます。

地方税法の改正に伴う市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。また、平成29年度予算につきましても歳入・歳出の整理補正を行いたいことから、3月31日に専決処分を行う予定であります。

以上、ご報告申し上げましたが、議員各位を初め市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成30年6月市議会定例会の招集日を6月11日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

これもちまして、平成30年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時05分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+